8月10日(日)は 寄居町長選挙の投票日です！

任期満了に伴う寄居町長選挙が8月5日(火)に告示され、8月10日(日)に投票が行われます。この選挙は、私たちの毎日の暮らしに密接するとても大切な選挙です。貴重な一票を大切にしましょう。

投票日等の日程

【選挙時登録の基準日】
8月4日(月)

【選挙期日の告示日】
8月5日(火)

【立候補の届出日および場所】
8月5日(火)午前8時30分～
午後5時
役場6階会議室

【選挙期日(投票日)および投票時間】
8月10日(日)午前7時～
午後8時

【選挙会(開票)日時および場所】
8月10日(日)午後9時～
総合体育館・アタゴ記念館

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、日本国民で次の2つの要件を満たす方です。

①平成6年8月11日までに生まれた方
②平成26年5月4日までに寄居町に転入の届け出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方

なお、選挙人名簿に登録されていても、町外へ転出した方は投票できません。

このようなときは 期日前投票・不在者投票を

選挙は、有権者が投票日に自分で投票所へ行き投票するのが原則です。しかし、投票日当日に仕事で投票所へ行くことができない方や冠婚葬祭を主宰する方、レジャーや買い物などの私用で投票日に投票区内にいない方、病気やけが、妊娠などの理由で歩行が困難な方(投票日当日このような事由が見込まれる方)などは期日前投票、または不在者投票をすることができます。

○期日前投票所での投票

期日前投票は、投票日前であっても投票を行うことができる制度です。本人が投票所入場券を期日前投票所へ持参してください。

期間／8月6日(水)～9日(土)
時間／午前8時30分～午後8時
場所／役場1階101会議室

○不在者投票

・指定施設等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(病院・老人ホーム等)に入院・入所中の方は、その施設で投票することができます。投票を希望する方は、各施設へお問い合わせください。

なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

・滞在地での不在者投票

国内に長期出張中などで、投票日に投票所へ行くことのできない方は、滞在する最寄りの市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。希望する方は、町選挙管理委員会へ投票用紙等の請求をしてください。請求に基づき投票用紙等を郵送しますので、滞在する最寄りの選挙管理委員会へ持参し、投票してください。郵送には日数がかかりますので、請求はお早めにお願いします。

なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

※投票時間は、不在者投票を行う選挙管理委員会へお問い合わせください。

・郵便等による不在者投票

身体に重度の障害等があり、投票所へ行くことのできない方が自宅等で投票することができる制度です。この制度は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、一定の障害等に該当する方が利用できます。

この制度を利用するためには「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。交付を希望する方は、お早めに町選挙管理員会へお問い合わせください。

また、既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、請求書に「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日の4日前(8月6日(水))までに請求してください。

投票には次のような方法もあります

○代理投票

身体の障害等によりご自分で文字を書くことができない方は、投票管理者へ申し出てください。本人が指示した候補者の氏名を、投票所の代理投票補助者が本人に代わって記載します。この場合も通常の投票と同様に投票の秘密は守られます。

○点字投票

視力に障害のある方には、点字器と点字用の投票用紙を用意してあります。投票所で投票管理者へ申し出てください。

投・開票速報をご利用ください！

投・開票速報のテレホンサービスを行います(通話料金は通常と同じです。一部の携帯電話やPHSからは利用できません)。町の投・開票状況は、下記の電話番号にダイヤルするだけで最新の情報が得られます。

投・開票速報の電話番号
☎0180・994・808

・投票速報／
8月10日(日)午前9時30分～
午後10時30分
・開票速報／
8月10日(日)午後10時30分～
11日(月)正午

入場券が新しくなりました

今回の選挙から、入場券の裏面に「宣誓書（兼請求書）」を追加したことにより、封書・入場券のサイズが大きくなりました。期日前投票をされる場合、あらかじめ「宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入してお持ちいただくと、投票の受付が早く済みますのでご利用ください。

また、1通の封書に選挙人を4人まで記載した連記式の入場券となります。投票日には、ご自分の入場券を切り取って投票所へお持ちください。入場券は8月上旬に各世帯へ郵送します。

※投票日当日に投票される方は、宣誓書の記入の必要はありません。
※投票できる要件を満たしている方で入場券が届かない方は、お早めに町選挙管理委員会へ申し出てください。
※入場券を紛失した場合は、町選挙管理委員会、または投票日に所定の投票所の受付へ申し出てください。

第12投票区・投票所が変更になります

第12投票区（大字今市および大字牟礼のうち今市、大字鷹ノ巣、大字西古里の区域）の投票所は、今市高蔵寺会館建替えのため、高蔵寺敷地内の仮設投票所(プレハブ)となりますのでご注意ください。

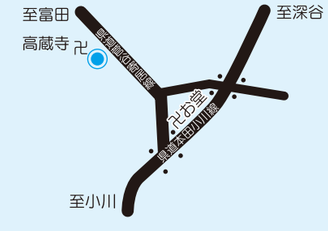

ポスターは公営掲示場

町の選挙でも、国・県の選挙と同じように、候補者が使用する選挙運動用ポスターは公営ポスター掲示場に掲示されます。候補者が使用する選挙運動用ポスターを公営ポスター掲示場以外に掲示することはできません。

選挙公報を発行します

立候補者の氏名・経歴・政見等を掲載した選挙公報を、投票日の前日までに新聞折込みの方法で配布します。新聞を購読していない場合は、町選挙管理委員会へご連絡ください。

また、役場や男衾・用土両連絡所などの町の施設にも備え置かれます。

選挙運動用ビラについて

頒布できるビラは、町選挙管理委員会へ届け出た2種類以内で、枚数は5千枚以内、サイズはA4版以内のものです。なお、このビラには町選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。頒布方法は、新聞折込みや候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場、または街頭演説の場所に限られます。

あなたの貴重な一票を大切にするため候補者の氏名は正確に書きましょう

明るい選挙を実現するための寄附禁止のルール

政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が選挙区内の方にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも法律で禁止されています。

例えば、このような行為はできません。

・政治家が選挙区内の方に年賀状や暑中見舞いを出すこと
・会費制でない会合で、政治家がお金を支払うこと(飲食代相当額であっても支払うことはできません)
・町内会の役員がお祭りのときに政治家に寄附を求めること
・政治家が町内の親睦旅行にせん別を出すことや、各種会合に飲食物を差し入れるなどの寄附をすること

問い合わせ／町選挙管理委員会(☎581・2121内線181・182)へ。